

温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の実施のための政省令の整備について（特定排出者・排出量算定関係）

1 趣旨

先の通常国会において成立した地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成 17 年法律第 61 号。以下「改正法」という。）により、自主的に排出抑制の取組を進めるための基盤を整備するため、温室効果ガスを相当程度多く排出する者に、毎年度、温室効果ガスの排出量を報告することを義務付けるとともに、国において排出量の情報を集計し、公表する制度（温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度）が導入されたところである。

今般、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度の実施に必要な事項について定めるため、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部改正等の政省令の整備を行うこととする。

2 特定排出者（地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第 21 条の 2 第 1 項関係）

温室効果ガス算定排出量の報告を行う「相当程度多い温室効果ガスの排出をする者」は、以下のとおりとする。

エネルギー起源二酸化炭素に係る温室効果ガス算定排出量を報告する特定排出者

エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）の第一種エネルギー管理指定工場・第二種エネルギー管理指定工場を設置している者

省エネ法の特定貨物輸送事業者、特定荷主、特定旅客輸送事業者及び特定航空輸送事業者

エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガスに係る温室効果ガス算定排出量を報告する特定排出者

次の及びの要件を充たす者

温室効果ガスの種類ごとに定める当該温室効果ガスの排出を伴う活動（排出活動）が行われ、かつ、当該排出活動に伴う排出量の合計量が当該温室効果ガスの種類ごとに二酸化炭素換算で 3,000 トン以上である事業所を設置していること

常時使用する従業員の数が 21 人以上であること

注) 上記の「エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス」とは、1)非エネルギー起源二酸化炭素、2)メタン、3)一酸化二窒素、4)ハイドロフルオロカーボン類、5)パーフルオロカーボン類、及び6)六ふっ化硫黄をいう。

3 温室効果ガス算定排出量の算定

(1) 主務省令で定める期間(法第21条の2第1項関係)

温室効果ガス算定排出量の算定の対象となる期間は、原則として、報告する年の属する年度の前年度1年間とする。

ただし、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類及び六ふっ化硫黄については、報告する年の前年1年間とする。

また、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類及び六ふっ化硫黄に係る報告については、平成19年度に限り、前年度1年間の算定も認める。

(2) 特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定方法(法第21条の2第2項関係)

特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定方法は、対象となる排出活動について、温室効果ガスの種類ごとに別添で定める算定方法により得られる量を合算する方法とする。

ただし、温室効果ガス算定排出量の報告に当たっては、デフォルトとして別添で定める算定方法・係数と異なる算定方法・係数を用いることができることとする。

事業所ごとにエネルギー起源二酸化炭素に係る温室効果ガス算定排出量を報告する特定排出者は、次の～の排出量の合計量(いわゆる「配分後の排出量」)をもって算定を行う。

燃料の使用に伴う排出量(電気又は熱の供給に係るものを除く。)

他人から供給された電気の使用に伴う排出量

他人から供給された熱の使用に伴う排出量

ただし、主たる事業が電気業又は熱供給業である事業所に限っては、配分後の排出量に加えて、燃料の使用に伴う排出量(いわゆる「配分前の排出量」)をもって算定・報告を行う。

4 政省令の整備

2については地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部改正により、3については地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部改正及び法に基づく省令の整備により行う。

5 施行予定

改正法の施行の日(平成18年4月1日)を予定。